

八戸市医師会在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人八戸市医師会が開設する八戸市医師会在宅介護支援センターが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要介護状態等にある者（以下、「利用者」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることがないように、公正中立に行う。
- (4) 指定居宅介護支援の事業は、関係市町村、医療機関、地域包括支援センター（高齢者支援センター）、老人介護支援センター、他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めて行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 八戸市医師会在宅介護支援センター
- (2) 所在地 青森県八戸市柏崎六丁目26番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らの指定介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（内1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
但し、祝祭日、12月29日から1月3日、医師会長が認めた日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
但し、土曜日は午前9時から午後0時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内の相談室または居宅で行う
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC2.0方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内の相談室または居宅で行う
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回訪問し利用者の面接を行う

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

- 2 八戸市にお住まいの方の交通費は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八戸市の区域とする。

但し、相談により八戸市の区域以外でもサービスに応じる場合もある。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 利用者の家族へ連絡し、ご家族の指示に従うものとする。

- 2 急病等で救急を必要と判断した場合は主治医・家族に連絡し救急車の出動依頼をする。

（個人情報の管理）

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いにつとめるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（苦情への対応方法）

第12条 居宅サービス計画及び居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス等についての相談・苦情等に対する相談窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応する。

（事故発生時の防止策及び事故発生時の対応方法）

第13条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送の措置を講じ、利用者がお住まいの市町村、ご家族、その他関係機関等に連絡を行うものとする。

- 2 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償をするものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後1月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、一般社団法人八戸市医師会交流センター・介護保険委員会で検討し、理事会の承認を得て決定する。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

経過規程

1. 平成16年6月1日 第4条の2施行、第7条施行
2. 平成17年4月1日 第4条の2施行
3. 平成21年3月1日 第4条の2施行、第6条の(2)施行、第8条施行
4. 平成23年4月1日 第4条の2施行、第7条施行
5. 平成26年3月1日 第4条の2施行
6. 平成27年4月1日 第4条の2施行
7. 平成29年4月1日 第4項の2施行、第9・10・11・12・13条施行
8. 平成29年8月1日 第4条の2施行
9. 平成30年1月1日 第4条の2施行
10. 平成30年11月1日 第1・4・5・6・7・13条施行
11. 令和4年5月1日 第4条の2施行
12. 令和6年4月1日 第9条の施行 以下番号繰下げ